|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **国連** | CRPD/C/VNM/CO/1 | |
| United Nations logo | **障害者権利条約** | | 配布：一般  2025年4月28日  オリジナル：英語 |

**障害者権利委員会**

**ベトナムの初回報告に対する総括所見**[[1]](#footnote-1)\*

**I.** **はじめに**

1. 委員会は、2025年3月6日と7日に開催された第764回と第765回の会合[[2]](#footnote-2)で、ベトナムの初回報告[[3]](#footnote-3)を検討した。同委員会は、2025年3月17日に開催された第778回会合で本結果見解を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従い、報告前の課題リスト[[4]](#footnote-4)に対応して作成されたベトナムの第一次報告、および締約国から提出された追加情報を歓迎する。

3. 委員会は、関係省庁の代表を含む大規模な代表団との建設的な対話を評価する。

II. 肯定的な面

4. 委員会は、2015年の条約加盟以来、締約国がこの条約を実施するためにとった以下の措置に感謝の意を表する：

(a) 2024年、ベトナムの建築物のアクセシビリティに関する国家技術規則（QCVN 10:2024/BXD）を公布する通達06/2024/TT-BXDの発布

(b) 2022年、盲の人、視覚障害のある人、その他文字読み取りに障害のある人（Print Disabled）の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約の批准

(c) 2016年、条約実施のための国家計画の採択

(d) 2015年、国家障害委員会（National Committee on Disability）の設立

(e) 2021年から2030年まで、障害に関する国家行動計画（National Action Plan on Disability）の採択

III. 主な懸念事項と勧告

A. 一般原則と義務（第1～4条）

5. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 国の法律や政策は、障害のある人の人権モデルを十分に取り入れておらず、代わりに医療や慈善に基づくアプローチを反映し続けているため、障害のある人に対する制度的差別が永続している。

(b) 条約の実施は、一貫性の無い、生活のあらゆる分野にわたる障害のある人の権利の包括的な保護を確保しない分野別の法的規定に依存していて、断片的である。

(c) 「コミュニケーション」、「言語」、「合理的配慮」、「ユニバーサルデザイン」などの条約の主要概念は、国内法で明確に定義されていないため、適用や施行に一貫性がない。

(d) 法律文書の公布に関する法律（Law on the Promulgation of Legal Documents）は、影響を受けるグループとの協議を義務づけているが、障害関連の法律や政策の開発、実施、監視において、障害者団体の体系的かつ継続的な参加を保証する正式なメカニズムが存在しない。

(e) 条約実施の監視と評価は透明性に欠け、進捗状況や説明責任のメカニズムに関する公開情報がほとんどない。

(f) 国際会議やセミナーに関する2020年の首相の裁定（decision）によって、締結国の大衆組織（State’s mass organizations　訳注　ベトナム共産党と国民を結びつける役割を果たす、国家の統制下にある、準国家的な社会政治組織の総称）に属さない市民社会組織や障害者団体が、自らを設立し、関連する手続きを踏むことが不可能になった。

(g) 障害者団体の中には、弾圧や投獄、国外追放に直面しているものもある。

**6. 委員会は、条約の実施と監視における、障害児を含む障害のある人の代表団体を通じた参加に関する一般的意見第7号（2018年）を想起し、締約国に以下のことを勧告する：**

**(a) すべての障害関連の法律と政策を包括的に見直し、医療モデルの要素を排除し、障害の人権モデルとの完全な整合性を確保する。**

**(b) 条約の原則と義務との一貫性を確保し、一貫性のある包括的な方法で障害のある人の権利を保障する包括的な法律を制定し、その実施のための包括的な戦略を策定する。**

**(c) 「コミュニケーション」、「言語」、「合理的配慮」、「ユニバーサルデザイン」など、条約の主要概念について明確な法的定義を導入し、関連するすべての法律と政策における適用を強化する。**

**(d) 知的および／または精神障害のある人、特に自閉症のある人、先住民族の障害のある人、障害児を含む障害のある人が、その代表組織とともに、すべての障害関連の法律および政策の策定、実施、監視において、有意義な協議を受け、積極的に関与することを確保するための、公式かつ制度化されたメカニズムを確立する。**

**(e) 条約実施のモニタリングと評価に、障害のある人とその代表組織が参加していて、その結果が利用しやすい方法・手段で公表され、障害のある人とその代表組織が説明責任プロセスに含まれるようにする。**

**(f) 国の大衆組織に属しているか否かにかかわらず、障害者団体の設立に対するあらゆる合法的または準合法的（quasi-legal）なバリアを取り除く。**

**(g) 宗教団体も含む障害者団体が尊敬と尊厳をもって扱われるようにし、そのような団体で働く障害のある人が、自分たちのコミュニティの権利を擁護するために投獄や追放の対象とならないようにする。**

**7. 委員会は、締約国が条約の選択議定書をまだ批准していないことを懸念している。**

**8. 委員会は、締約国が条約の選択議定書を遅滞なく批准することを勧告する。**

B. 具体的な権利（第5～30条）

平等及び無差別（第5条）

9. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 法的枠組みは障害のある人に対する差別を禁止しているが、施行には一貫性がないため、差別に対する保護の効果は限定的である。

(b) 障害のある人に対する差別的行為に対する罰則は、効果的な抑止力としては不十分である。

(c) 障害のある先住民、ベトナム戦争後に障害を負った人、知的障害および／または精神障害のある人、自閉症のある人など、マイノリティの人に対する差別は根強く残っている。

**10. 委員会は、一般的意見第6号（2018年）**（訳注　平等及び無差別に関する）**、および持続可能な開発目標のターゲット10.2および10.3を想起し、締約国に以下のことを勧告する：**

（訳注　ターゲット10.2： 全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進、10.3： 差別的な法律、政策、慣行を撤廃）

**(a) 差別事例の報告、調査、救済のための効果的なメカニズムを確保することにより、差別禁止法の執行を強化する。**

**(b) 障害のある人への差別行為に対する強い抑止力を発揮し、被害者に対する効果的な救済措置を確保するために罰則を強化する。**

**(c) 差別を撤廃し、知的および／または精神障害のある人、特に自閉症のある人、障害のある先住民族、ベトナム戦争後に障害を負った人のエンパワーメントを図るための行動を明示的に含むように法律を修正し、修復的司法へのアクセス手段を適用する。**

（訳注　加害者、被害者、地域社会が話し合い、被害者の回復、加害者の更生、コミュニティの関係修復などを図る）

障害のある女性と少女（第6条）　（訳注　原英文はWomen and girls with disabilitiesとなっているが、条約第6条はWomen with disabilities「障害のある女性」である。ここでは原英文に従って「少女」を追加しておく。）

11. 委員会は次のことを懸念している：

(a) ジェンダー平等に関する法的枠組みにもかかわらず、障害のある女性と少女は、雇用、保健医療、教育、家庭生活などの分野において、複合的かつ交差する形態の差別を経験し続けている。

(b) 障害のある女性の政治的、経済的、社会的意思決定プロセス、特に指導者としての地位、雇用、公共サービスへのアクセスへの参加に関する性別データは不十分である。

(c) 性別や障害に関する文化的な慣例（norm）のために、特に独身女性にとって、性と生殖に関する健康と権利に関する議論が妨げられ、情報を求めることが妨げられている。

(d) 障害のある女性の経済的エンパワーメントの機会は、どくに起業、職業訓練、雇用機会の点で、依然として限られている。

**12. 委員会は、障害のある女性と女児に関する一般的意見第3号（2016年）、および持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2および5.5を想起し、締約国に以下のことを勧告する：**（訳注　ターゲット5.1: 性別に基づく平等と、差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組み。5.2: 親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合。5.5: 国会、地方議員、およびで管理職で女性が占める割合）

**(a) 障害のある女性および女児が、教育、雇用、自立した生活、その他のサービスにアクセスする際に直面する特有の障壁に対処するための的を絞った措置をとり、生活のあらゆる側面への完全な参加を他の人と平等に確保する。**

**(b) 障害のある女性と少女に関するデータ収集を改善し、指導的地位の獲得、雇用、公共サービスへのアクセスに焦点を当て、性別のデータが政策とプログラム開発に反映されるようにする；**

**(c) 既婚・未婚を問わず、障害のある女性と少女の性と生殖に関する健康と権利を促進し、文化的な慣例に妨げられることなくこれらの権利を行使できるようにすることを、公的政策を通じて保証する；**

**(d) 起業、職業訓練、インクルーシブでアクセスしやすい雇用機会などを通じて、障害のある女性の経済的エンパワーメントを支援するプログラムと政策を開発する。**

障害のある子ども（第7条）

13. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 締約国には、障害のある子どもを保護する法的枠組みがあるにもかかわらず、インクルーシブ教育、早期介入プログラム、個別支援サービスへのアクセスを確保する上で、大きな障壁が残っている；

(b) 障害のある子どもたちは、虐待、ネグレクト、搾取のリスクが高い。しかし、この問題に関する包括的なデータが不足しており、効果的な介入と保護を確保するためのシステムも限られている；

(c) 多くの障害児が施設に収容されており、条約の原則に反して、家庭生活や地域社会生活へのインクルージョンが妨げられている；

(d) 利用可能な情報やコミュニケーションツールが不足しているため、障害のある子どもたちが、家庭、学校、地域社会などにおいて、自分たちの生活に影響を与える意思決定プロセスに十分に参加することが妨げられている；

(e) 障害のある子どもたち、特に農村部や遠隔地に住む子どもたちは、医療サービスを受けられないことが多い。

**14. 2022年の児童の権利委員会と障害者権利委員会による、障害のある児童の権利に関する共同声明（Joint Statement The rights of children with disabilities）を想起し、委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。**

**(a) 障害のあるすべての子どもが、インクルーシブ教育、早期介入プログラム、個別支援サービスを平等に受けられるようにするための措置を講じるとともに、それらのサービスの質を向上させ、子どもたちの多様なニーズに対応する；**

**(b) 障害のある子どもに対する暴力や虐待、ネグレクトに関するデータ収集を強化し、包括的かつ分類されたデータが保護メカニズムを強化し、効果的な介入プログラムを支援するために利用されるようにする；**

**(c) 障害のある子どもとその家族に適切な支援をし、地域社会で生活し成長する権利を保証する政策を策定することにより、施設収容よりも家庭によるケアと地域社会へのインクルージョンを促進する；**

**(d) 障害のある子ども（先住民の障害のある子どもを含む）が、その能力の発達に応じて、家庭、学校、地域社会レベルでの意思決定に参加できるよう、情報とコミュニケーションツールを利用できるようにする；**

**(e) 専門的な医療、リハビリテーションサービス、補助器具の利用可能性を高め、障害のあるすべての子どもが手頃な価格で利用できるようにすることで、特に農村部や遠隔地における障害のある子どもたちの医療サービスへのアクセスを改善する。**

意識の向上（第8条）

15. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 障害のある人の権利に関する啓発キャンペーンは実施されているが、その人たちへのス汚名や差別を減らす効果についての評価は限られている；

(b) 意識向上キャンペーンは、テレビ、ラジオ、新聞、ポスターなどの従来のメディアを通じて行われることが多いが、これらのメディアは、すべての障害のある人、特に感覚障害や認知障害のある人や障害のある先住民にはアクセスできない可能性がある；

(c) 障害のある人の権利に関する意識啓発は、主に全国的な障害者デーに重点的に行われており、メインストリームのメディアや教育課程への定期的な組み込みが不十分である；

(d) 条約実施のための国家計画を通じて条約の認知を促進する努力にもかかわらず、多くの障害のある人、特に農村部や遠隔地の障害のある人、障害のある先住民は、条約に基づく権利を知らないままである；

(e) 労働・傷病兵・社会問題省（Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs）は障害者団体と協力して啓発イベントを開催しているが、障害者団体が利用できる資金や資源が限られているため、啓発キャンペーンを効果的に主導することができない；

(f) 障害関連出版物が112冊作成されているが、それらが視覚障害、知的障害、聴覚障害のある人、障害のある先住民にとってアクセシブルかどうかは不明である。

**16. 委員会は、締約国に対し、障害のある子どもの団体、障害のある女性及び少女の団体を含む障害のある人の代表団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的な関与を得て、以下のことを行うよう勧告する。**

**(a) 特に汚名と差別を減らすという観点から、障害のある人の権利に関する啓発キャンペーンの効果を評価する、明確かつ体系的なメカニズムを確立し、その結果を今後のキャンペーンの改善に役立てる；**

**(b) 手話通訳、点字、読みやすい形式、およびクメール語などの先住民言語への翻訳を提供し、すべてのキャンペーンでデジタルアクセシビリティを確保することにより、すべての公共啓発資料が障害のある人にとってアクセス可能になるようにする；**

**(c) インクルージョンでかつ情報豊かな（informed）社会を醸成するため、国の障害者デーに限らず年間を通じて、障害のある人に対する意識をメインストリームメディアや教育カリキュラムに取り入れる；**

**(d) 地域社会に密着した取り組み、地域団体、デジタルプラットフォームなどを通じて、すべての障害のある人、特に農村部や遠隔地の障害のある人や障害のある先住民が条約に基づく権利について十分に知らされるよう、包括的な措置を実施する；**

**(e) 障害者団体に対し、国民の啓発キャンペーンや支援活動（outreach effort）を効果的に主導する能力を高め、障害のある人全員とその家族に働きかけることができるよう、財政的および後方支援を提供する；**

**(f) 労働・傷病兵・社会問題省が作成するものを含め、すべての障害関連の出版物が、視覚障害、知的障害、聴覚障害のある人、障害のある先住民族にとって利用しやすい形式で入手できるようにし、利用しやすい資料の配布を拡大して、より多くの読者に届くようにする。**

アクセシビリティ（施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）

17. 委員会は次のことを懸念している：

(a) 医療施設、教育施設、司法サービス施設、スーパーマーケットを含む公共施設のかなりの割合がアクセシビリティ基準を満たしておらず、これらの分野における障害のある人の完全参加を妨げている；

(b) アクセシブルな公共交通機関の利用可能性は非常に少ない。全国でアクセシブルなバスは数本しかなく、アクセシブルな車両の比率を規制している都市もある；

(c) ベトナムにはバリアフリーの車両が1両しかなく、待合室へのスロープがあるのは特定の主要鉄道駅のみであるため、障害のある人の鉄道利用は制限されている；

(d) 空港のアクセシビリティは向上してきているが、小規模な地方空港ではまだ必要なアクセシブル設備が整っておらず、障害のある人の空の旅に影響を与えている；

(e) ベトナムは海運が盛んな国であるが、輸送船も観光船のいずれもアクセシビリティが考慮されていない；

(f) 障害者法と情報技術法は、情報通信技術（ICT）のアクセシビリティを認証しているが、その実施には一貫性がなく、政府のウェブサイトやデジタルサービスの多くは、アクセシビリティ基準に完全には準拠していない；

(g) ベトナムテレビが提供する手話通訳と字幕付きの番組は限られており、その他のメディアサービスは障害のある人のためのアクセシビリティを提供していない；

(h) 図書館の多くは、アクセシビリティサービスが限られており、点字や代替テキストを提供している図書館もあるが、障害のある先住民に対するものも含め、閲覧資料への完全なアクセシビリティに欠けている；

(i) アクセシビリティ基準の施行は依然として不明確であり、規制違反に対する罰則はほとんど科せられておらず、アクセシビリティ違反に対する罰金から徴収された資金の配分には透明性がない。

**18. 委員会は、アクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014年）および持続可能な開発目標の目標9と、ターゲット11.2、11.7を想起し、締約国に対し、障害のある人と緊密に協議し、その積極的な関与を得て、彼らの代表団体を通じて以下を実施するよう勧告する：**（訳注　目標9: 「産業と技術革新の基盤を作ろう」。ターゲット11.2: 安全かつ安価で容易に利用できる輸送システムへのアクセスの提供、11.7: 安全でインクルーシブかつアクセシブルな緑地や公共スペースへのアクセスの提供。）

**(a) 医療施設、教育施設、司法サービス施設、スーパーマーケットなど公共建築物のアクセシビリティ基準を満たすものの割合を増やすために」、明確なタイムラインと実施体制を備えた早急な措置を講じる；**

**(b) 全国的な戦略に沿って、バリアフリーのバス、電車、その他の車両の数を増やすことにより、すべての省（province）でアクセシブルな公共交通機関の導入を加速する；**

**(c) 鉄道システム全体に対してアクセシビリティ機能を拡大し、すべての駅と車両が障害のある人にとって完全に利用しやすくなるようにする； (d) 障害のある人の航空旅行への平等なアクセスを確保するため、特に地方の小規模空港に重点を置き、ベトナムのすべての空港で完全なアクセシビリティを確保するための明確なスケジュールを確立する；**

**(e) 輸送船や観光船への乗り降りのための物理的なアクセシビリティとサポートを拡大する；**

(f) **定期的な監査の実施や施行手順（enforcement protocol）の確立などにより、アクセシビリティの要件を満たし、監視システムを強化するメカニズムを実装する。これは、すべての政府および公共部門のウェブサイト、デジタルサービス、オンラインプラットフォームがアクセシビリティ基準に準拠していることを保証するためである；**

**(g) すべての障害のある人の情報への平等なアクセスを確保するため、全国および地域のチャンネルで、手話通訳とクローズドキャプション付きのテレビ番組の数を増やす；**

**(h) 障害のある先住民を含め、障害のある人のための点字や代替フォーマットの拡大など、図書館におけるアクセシブルな書籍やデジタル書籍の利用可能性を高める戦略を実施する；**

**(i) 違反に対する罰則を定め、違反件数を確認し、罰金で得た資金が障害のある人の社会支援活動にどのように使用されているかについての年次報告書を公開することにより、アクセシビリティ法の実施状況を改善する。**

生命に対する権利（第10条）

19. 委員会は、締約国における死刑が、国際法の下で認められている制限を無視し、障害のある人にも適用されることに対して、その合法性と慣行を懸念している。

**20. 委員会は、締約国に対し、知的障害、精神障害および自閉症のある人に対する死刑を廃止し、国際法の下で確立された制限に従って、障害のある人に関する死刑の科刑および執行を直ちに停止することを緊急に勧告する。また委員会は、死刑廃止を目的とする、市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights）およびその第2選択議定書を批准するよう締約国に奨励する。**

危険な状況および人道的緊急事態（第11条）

21. 委員会は、災害予防と管理のための各省の指導委員会（provincial steering committees）と、捜索救助委員会の設置に留意する。しかし、次のことを懸念している：

(a) 自然災害の予防と管理、障害のある人の災害リスクの軽減に関しては、規制と実施に一定のギャップが残っている。また、障害のある人とその代表組織は、これらのプロセスに十分に参加できていない；

(b) 危険な状況下でのコミュニケーションや情報に使用される言語は定義されないままであり、聴覚障害や視覚障害のある人などの対象グループには十分な情報や警告が届いていない；

(c) 中央から地方レベルに至るまで、災害リスク軽減や早期警報活動の計画や実施、危険な状況や人道的緊急事態の予防や管理に関する啓発が行われていない；

(d) 機能障害の種類、年齢、性別ごとに分類された障害のある人のデータが存在しないために、障害のある人の状況の評価や背景の特定が妨げられ、危険や人道的緊急事態のシナリオにおいて適切な支援計画を策定することが困難になっている。

**22. 仙台防災枠組2015-2030、人道支援における障害のある人のインクルージョンに関する機関間常設委員会ガイドライン、そして緊急事態を含む脱施設化に関するガイドライン[[5]](#footnote-5)を想起し、委員会は、締約国に対し、障害のある人の代表組織を通じて彼らと緊密に協議し、その積極的な関与の下に、以下のような危険な状況にある障害のある人の保護と安全を確保するよう勧告する：**

**(a) 障害のある人がその代表団体を通じて各省の指導委員会（provincial** **steering committees）と緊密に協力し、それぞれの障害の種類に合わせた危険な状況や人道的緊急事態における障害のある人の具体的な支援ニーズを特定して対処し、これらの議論に彼らが積極的かつ適切に参加できるようにするための措置を実施する；**

**(b) 聴覚障害、視覚障害のある人を含む対象グループが適切な情報と警告を受け取れるよう、リスク状況に対する明確なコミュニケーションと情報提供のプロトコルを定め、実施する；**

**(c) 国際機関との協力を確立し、障害のある人との緊密な協力のもとに、災害リスク軽減に関する啓発を行い、障害のある人のリスク状況や人道的緊急事態の予防と管理に関する文書を改善する；**

**(d) 危険な状況や人道的緊急事態において最も被害を受けやすい個人について、年齢、性別、障害の種類別に細分化した統計を作成する。**

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

23. 委員会は下記のことを懸念している:

(a) 2015年民法（法律第91/2015/QH13号）は、精神的または身体的に障害があり権利を行使できない人は、法定代理人、後見人、または法律扶助団体を通じて権利を行使できると規定しているが、改正されていない。

(b) 刑法には、犯罪を犯した障害のある人の刑事責任に関する酌量事由に関する規定が含まれており、これにより、彼らが起訴された際に適正手続き、手続き上の調整、保護措置、および支援を受けることが妨げられている。

(c) 精神障害および/または知的障害や自閉症のある人のための、後見制度やその他の意思決定代行システムを意思決定支援メカニズムに置き換える措置が取られていない。

**24. 委員会は、法の下の平等な承認に関する一般的意見第1号（2014年）を想起し、締約国に対し、障害のある人の代表団体を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的な関与の下に、下記のことを行うよう勧告する：**

**(a) 民法を見直し、改正して条約と整合させ、障害のある人の法的能力が完全に認められるようにし、その能力を行使するために必要な関連する保護措置や支援へのアクセスを盛り込み、障害のある人の意思決定支援を提供する規定を導入するための措置を講じる；**

**(b) 障害のある人が刑事告訴に直面した場合に、適正な手続き、手続き上の便宜、支援を保証する；**

**(c) 精神障害、知的障害、自閉症のある人の後見制度を廃止し、彼らの意思決定を支援する仕組みを確立するために法律を改正する。**

司法手続の利用の機会（第13条）

25. 委員会は下記のことを懸念している:

(a) 法的助言を受けた障害のある人の数、検察庁の物理的アクセシビリティ、情報と通信の利用可能性、司法関係者（justice provider）が障害のある人の権利に関する研修を受けたかどうかなどに関する詳細なデータがない；

(b) 司法アクセスの分野で障害のある人が雇用されているかどうか、雇用されている場合、裁判所が物理的に利用しやすいかどうか、彼らが情報やコミュニケーションを利用できるかどうか、現在の職員が障害者問題の研修を受けているかどうかに関する情報がない；

(c) 障害のある人が裁判を受ける際に、性別や年齢を考慮した手続き上の調整が適用されない；

(d) 障害のある人が証人、原告、被告となる際の支援や手続き上の配慮がなされていない。法科大学院（law school）入試にアクセシビリティがない。障害のある人が法曹を目指すための合理的配慮がなされていない；

(e) 障害のある人が法律上・行政上の代理制度（egal and administrative representation）、法律扶助、障害のある人のインクルージョンのための（disability-inclusive）法律サービスを利用する際に直面するバリアが、差別の救済を求める能力を制限している。

**26. 委員会は、障害のある人の権利に関する特別報告者と障害とアクセシビリティに関する事務総長特使が2020年に作成し、委員会が承認した、障害のある人の司法アクセスに関する国際原則とガイドライン、および持続可能な開発目標のターゲット16.3**（訳注　**ターゲット16.3:** すべての人々に司法への平等なアクセスを提供）**を想起し、締約国に以下のことを勧告する：**

**(a) 司法手続き中に支援を要求した障害のある人について、性別、年齢、機能障害の種類別に分類されたデータを収集し、提供された支援の種類とフォローアップの詳細を記載するメカニズムを確立する；**

**(b) 司法へのアクセスの分野で雇用されている障害のある人の数に関するデータを明らかにして提供し、裁判所が物理的にアクセス可能であることを保証し、情報と通信へのアクセスを提供し、司法提供者に障害のある人の権利について研修を行う；**

**(c) 性別、先住民族、年齢を考慮したアプローチや手続き上の調整が適用された障害のある人に関わる事例を分析し、文書化する；**

**(d) 障害のある人が証人、原告、被告となる際の支援や手続き上の便宜を提供する適切な措置を確保する。また、障害のある人が法曹でのキャリアを追求できるよう、法曹養成試験（pre-career law examination）にアクセシビリティを導入し、合理的配慮を提供する；**

**(e) 障害のある人が差別に直面した際に司法にアクセスできるよう、性別や年齢を考慮し、適切な法的および行政的代理を受けられることを保証する。**

身体の自由及び安全（第14条）

27. 委員会は下記のことを懸念している:

(a) 精神保健計画（Mental Health Plan）2016-2025の制定について、および、その条約の原則との整合性について；

(b) 障害のある人、特に知的障害および/または精神障害のある人、ならびに自閉症のある人の家庭環境が、彼らを強制的に監禁せず、家族との共存を促進することを保証しているかどうか；

(c) 刑務所や拘置所にいる障害のある人、特に女性や障害のある先住民が、すべての適正な手続きと必要な合理的配慮を保証されているかどうか。

**28. 委員会は、障害のある人の自由と安全に対する権利に関するガイドライン、および緊急時を含む脱施設化に関するガイドラインを想起し、締約国に以下のことを勧告する：**

**(a) 精神保健計画2016-2025が条約第14条およびその各ガイドラインに沿ったものとなるよう、必要なあらゆる立法、行政、政策、司法上の措置を講じる；**

**(b) 障害のある人、特に知的および／または精神障害のある人、自閉症のある人が、適正な手続きなしに強制的に自宅や刑務所に監禁されないことを保証するために、国の基準、政策、慣行を見直す；**

**(c) 刑務所または拘置所に収容されているすべての障害のある人に、合理的な便宜を提供するための規則を採択する。また、そのような施設にいる女性および障害のある先住民が適切な支援を受けられるようにする。**

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）

29. 委員会は下記のことを懸念している:

(a) 拷問禁止委員会（Committee against Torture）などの条約機関が、特に公判前勾留中に拷問やその他の不当な扱いが広く行われているという申し立て（allegation）があることに重大な懸念を表明しているにもかかわらず、こうした慣行は続いており、その影響を受けた人が死亡したり障害を負ったりしている；

(b) 締約国が拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（訳注　1984年の第39回国連総会において採択。略称「拷問等禁止条約」）を批准しているにもかかわらず、障害のある人、特に女性や女児、障害のある先住民族に対する拷問やその他の不当な扱いの苦情を提出するメカニズムが欠如している；

(c) 障害のある人、特に障害のある女性や子どもに対する拷問やその他の非人道的扱いに関する詳細なデータがない。

**30. 委員会は、緊急時を含む脱施設化に関するガイドラインを想起し、締約国が、障害のある人の代表組織を通じて、彼らと緊密に協議し、その積極的な関与の下に、以下のことを行うことを勧告する：**

**(a) あらゆる拷問やその他の虐待行為、特に刑務所にいる人に対するあらゆる拷問やその他の不当な扱いを防止するための厳格な評価メカニズムを確立し、彼らに対する修復的司法措置**（訳注　犯罪を地域社会での害悪ととらえ、関係者や地域の人が関与して、修復するもの）**を実施することにより、拷問禁止委員会の勧告を確実に遵守する。**

**(b) 一般市民や障害のある人、その団体に広く法律を周知し、虐待や拷問を禁止する法律の義務性や、違反した場合の罰則についての認識を高める。**

**(c) 障害のある人、特に障害のある女性や子どもに対する拷問やその他の不当な扱いについて、細分化されたデータを収集すること。**

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

31. 委員会は下記のことに留意し、懸念している:

(a) 障害のある女性や少女は、ジェンダーに基づく暴力のリスクが高く、暴力や差別に対処するための保護サービス、シェルター、法的手段へのアクセスが限られている；

(b) 次のことを示す情報がある；

・障害のある子どもたちの虐待、特に性的虐待のリスクは、障害のない子どもたちの3～4倍であり、聴覚・視覚障害のある子どもたちや、精神および／または知的障害のある子どもたちではさらに高い；

・2016年の児童法で取り上げられているように、障害のある子どもに対する暴力や虐待、搾取の事態がタイムリーに発見されておらず、監視や評価も不十分で、こうした違反を報告するための仕組みも不十分である；

(c) 障害のある人に対する暴力、ネグレクト、虐待についての具体的なデータがないため、問題の重大さや、これを防止・処罰し、修復的司法を適用するために必要な措置を十分に判断することができない；

(d) 障害者法第14条はネグレクトや虐待を禁じているが、その遵守状況を監視したり、介護者に責任を負わせたりする明確な仕組みがない；

(e) 法律およびその執行の実務の両方、および個別の規制における制限が、障害のある女性と少女に対するジェンダーに基づく暴力に適切に対処できていない。また、予防や保護について教育し啓発するための十分なコミュニケーション手段が存在しない；

(f) 障害のある女性はジェンダーに基づく暴力が発生した際に地方当局から適時に支援を受けるとしても、どこに行けばよいのか、どの支援機関が責任を負っているのかを知らないことが多い。

(g) 締結国の社会事業センターは、物理的なアクセシビリティ、情報とコミュニケーションへのアクセス（デジタルな手段を含めて）、障害のある人に対応するための訓練を受けた人材が不足している。

**32. 委員会は、障害のある女性と少女に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃に関する2021年11月24日の声明と、持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2、5.5を想起し、締約国に以下のことを勧告する：**

（訳注　ターゲット5.1: 性別に基づく平等と、差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組み。5.2: 親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合。5.5: 国会、地方議員、およびで管理職で女性が占める割合）

**(a) ジェンダーに基づく暴力に対する国家戦略に、障害のある女性と少女への、ジェンダーに基づく暴力を防止し、闘うための具体的な政策が含まれるようにする。これには、苦情を申し立てるための利用しやすいメカニズム、地方から中央レベルにわたっての実施、利用しやすい支援サービスとシェルターの提供、被害者や被害から脱した人のための法的支援などが含まれる；**

**(b) 2016年児童法を改正し、障害のある先住民の子どもたちを含む、障害のある子どもたちに対する暴力の予防策を具体的に盛り込むとともに、事件の発見、苦情の申し立てとフォローアップの仕組み、制裁、被害者のための司法を盛り込む；**

**(c) 障害のある人、特に障害のある女性や子どもが直面する暴力について、年齢、性別、障害の種類別に分類されたデータを収集するための措置を確立する；**

**(d) 障害者法第14条を改正し、障害のある人への虐待や遺棄に対する監督・監視メカニズムを盛り込み、加害者（those responsible）に罰を課し（hold accountable）、被害者のための回復措置を確立する；**

**(e) 障害のあるすべての女性と少女のために、アクセシブルな形式、方法、メディアで、暴力防止に関する教育・啓発プログラムを制定することを保証する；**

**(f) ジェンダーに基づく暴力について学び、早期に発見できるよう地方自治体の研修を強化し、また、物理的なアクセスのしやすさ、効果的なコミュニケーションと情報を提供できるよう地域の支援機関を強化する；**

**(g) 障害のある人に対応できるよう訓練された職員が配置され、デジタル手段を含め、物理的、情報的、コミュニケーション上のアクセシビリティを提供する社会事業センターが全国に設置されるようにする。**

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

33. 委員会は下記のことを懸念している:

(a) ベトナムの法律では医療処置には同意が必要であるが、障害のある人が自身の医療上の決定を下せるようにするための明確な法的枠組みがないため、障害のある人、特に後見人の下にある人にこれがどのように適用されるかは不明である；

(b) 医療現場における支援による意思決定の仕組みについては明確に言及されておらず、障害のある人が自律性を行使できるようにするのではなく、代理による意思決定（後見）を受けるリスクが高まっている；

(c) 障害を持つ女性や少女は、強制不妊手術や中絶など、性と生殖に関する健康と権利の侵害（罰則があるにもかかわらず）に対して依然として脆弱である；

(d) 障害のある人、特に精神障害および／または知的障害のある人は、権利や身体の完全性（integrity）が満たされていることを保護するための明確な保障措置がないまま、精神科医療現場で強制的に拘留されたり、投薬を強制されたりする危険にさらされている；

(e) 強制不妊手術や人工妊娠中絶には罰則があるが、十分な抑止力とはなりえないし、障害のある人への医療行為を監視する明確な独立管理機構もない；

(f) 分離センター（segregation centres）を、強要、強制治療、強制不妊手術、同意のない中絶が起こることを防ぐために評価する独立したメカニズムも、苦情の提出、フォローアップ、加害者の処罰、被害者への補償のメカニズムもない。

（訳注　分離センターとは、精神科病院や、社会的に弱い立場にある人を収容・更生させるための各地にある政府運営の施設である社会保護センター（social protection centres）、その他の分離収容になりがちな施設一般を指している。）

**34. 委員会は締結国に対して以下のことを勧告する：**

**(a) 障害のある人、特に後見人の下にある人が、自らの健康管理に関する意思決定を行えるように、アクセス可能な情報や支援を提供することなどにより、医療行為に関するインフォームドコンセントの権利を行使できるよう保障措置（safeguard）を強化する：**

**(b) 代替意思決定を、支援された意思決定の枠組みに置き換えるための法的規定を導入し、障害のある人が医療に関する意思決定の主導権を維持し、十分な情報に基づいた選択ができるよう支援する；**

**(c) 障害のある女性が強制不妊手術や強制中絶を受けることを防ぐため、啓発キャンペーン、法律の執行強化、それらの違反を監視・報告する効果的なメカニズムの確立など、包括的な措置をとる；**

**(d) 障害のある人、特に精神障害および/または知的障害のある人が精神科施設で強制的に投薬されることのないことを保証し、精神保健現場における彼らの身体の完全性と自律性を保護するための明確な法的保障を確立する；**

**(e) 強制的な医療処置に対する罰則を強化し、違反に対する説明責任を確保することを含め、障害のある人の身体の完全性を侵害する医療専門家または医療機関に対する法的執行を強化する；**

**(f) 医療上の強要、強制治療、身体的自律性の侵害の事例を調査する独立監視機関を設置し、障害のある人が実効のある救済措置と説明責任メカニズムにアクセスできるようにする。**

移動の自由及び国籍についての権利（第18条）

35. 委員会は以下のことを懸念している:

(a) 障害のある人、特に地方や施設にいる人は、出生証明書や国民識別カード（national identification card）など、必要不可欠な書類を取得することが困難であり、権利へのアクセスに影響を及ぼしている；

(b) 出入国手続きは依然としてアクセスしにくく、障害のある人の移動の自由を制限している；

(c) 知的および/または精神障害のある人は、時代遅れの分類や後見制度のために、海外渡航が制限されることがある。

**36. 委員会は締結国に下記のことを勧告する。**

**(a) すべての障害のある人、特に遠隔地や施設に入所している人に、出生登録と公的文書への平等なアクセスを確保する；**

**(b) 障害のある人に配慮したビザ手続きやパスポート申請などの入国管理手続きを実施する。**

**(c) 障害のある人、特に知的および／または精神障害のある人の海外渡航の制限を撤廃し、移動と意思決定に関する完全な自律性を確保する。**

自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）

37. 委員会は以下のことを懸念している:

(a) 障害のある人が自立して生活し、生活形態を選択し、地域社会にインクルージョンされる権利について、社会や公的機関の認識が不十分である；

(b)障害のある人の施設収容が続いている。これには社会保護センター（social protection centres）にいる人も含まれる；

(c) 自立生活プログラムの範囲が限定されており、現在、ほんの数県で試験的に実施されているだけである。精神障害および／または知的障害のある人の自立生活へのアクセスが制限されている。パーソナルアシスタンスサービスに対する資金が不十分である；

(d) 障害のある人への経済的支援が不十分で、自立した生活に必要な実際の費用に見合っていないため、自立した生活を送る権利を十分に行使できない；

(e) 特に農村部では、障害者支援やケースマネジメントを専門とする訓練されたソーシャルワーカーが不足しており、地域に密着したサービスの効果的な提供が妨げられている；

(f) 脱施設化プロセスがない。

**38. 委員会は、自立した生活と地域社会へのインクルージョンに関する一般的意見第5号（2017年）、緊急事態を含む脱施設化に関するガイドライン、障害のある人の権利についての特別報告者による、障害のある人向けのサービスの変革に関する報告書[[6]](#footnote-6)を想起し、締約国に対して、障害のある人と緊密に協議し、その積極的な関与を得て、以下のことを行うよう勧告する。**

**(a) 障害のある人が自立して生活し、自らの生活基盤を築き、地域社会に完全にインクルージョンされる権利について、社会および公的機関の認識を高めるため、定期的な啓発活動を実施する；**

**(b) 施設ケアから地域ベースのサービスへ移行するための、具体的な目標、ベンチマーク、時間枠を含む明確な戦略を採用し、完全な脱施設化を保証する；**

**(c) 自立生活プログラムを全国に拡大し、精神障害および／または知的障害のある人が支援付き住宅や地域に密着した精神保健サービスなど、自立した生活を送れるようにし、パーソナルアシスタンスサービスに持続可能な資金を提供する；**

**(d) 自立した生活に必要な実際の費用に見合うよう、障害のある人にへの社会手当の月額を増額し、インフレを考慮してこれらの手当を定期的に調整するシステムを導入する；**

**(e) 障害のある人が地域社会で自立して生活するための十分な支援を確保するため、特に農村部において、障害者支援とケースマネジメントを専門とする、訓練されたソーシャルワーカーを増員する；**

**(f) 施設への入所ではなく、在宅介護サービスや地域密着型介護サービスを推進し、新しい社会福祉法（Law on Social Work）が障害のある人のニーズに合わせたパーソナルアシスタンスを受ける権利を保証するようにする。**

個人の移動を容易にすること（第20条）

39. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 露天商や駐車中のバイクなどの障害物により、公共スペースや歩道が常にアクセス不能な状態になっている；

(b) 障害のある人に偏った影響を及ぼす規制があったり、自家用車の取得のためや運転できるようにするための支援が限定的であるなど、障害のある人が運転免許を取得する上でのバリアがある；

(c) 支援技術は、奨励政策にもかかわらず、コストが高く、利用が限られており、アクセシビリティ関連のイノベーションに対する明確な資金やガイドラインが欠如している。

**40. 委員会は締結国に対して以下のことを勧告する：**

**(a) 公共の道路から障害物を取り除き、歩道や公共スペースがアクセシブルな状態を保つための規制を実施する；**

**(b) 障害に基づく運転制限を撤廃し、運転能力に基づいて申請者を評価し、障害のある人が自立した移動のために自家用車を取得・改造することに対して、財政的・政策的インセンティブを提供するよう、通達第24号/2015/****TTLT-BYT-BGTVTを見直す；**

（訳注　TTLT（Thông tư liên tịch 共同通達）- BYT（Bộ Y tế 保健省）- BGTVT（Bộ Giáo thông vận tải 交通運輸省））

**(c) 手頃な価格で使える支援技術の研究、開発、流通を支援する財政的支援プログラムを導入し、障害のある人が広く利用できるようにする。**

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

41. 委員会は下記のことを懸念している：

(a) 政府ウェブサイトのアクセシビリティ基準への適合が限られている。また、国営テレビで、字幕や手話通訳付きなどのアクセシブルなコンテンツの提供が不十分である；

(b) 障害のある人、特に障害のある先住民、地方や遠隔地に住む障害のある人が、公共情報やデジタルツールにアクセスする際に直面する障壁がある；

(c) 医療、司法、教育、就労など、聴覚障害のある人が必要とするすべての公共サービスにおいて、有資格の手話言語通訳者が十分に利用できるかどうか；

(d) ベトナム手話言語が公式に認められていない；

(e) 分かりやすい版（Easy Read）、点字、手話など、障害のある人にとって利用しやすい情報手段や方法が不足している；

(f) 政令第15号/2020/ND-CPおよび第119号/2020/ND-CPは、ソーシャルメディア・プラットフォーム上で「政治的意見の相違」または「反動的イデオロギー」に分類されるコンテンツを流布した人に対して、刑法にすでに規定されているものより厳しい罰則を新たに設け、障害のある人の権利擁護者に影響を与えている。

（訳注　政令第15号/2020/ND-CP： 郵便、電気通信、無線周波数、情報技術、電子取引に関する規制に対する行政違反に対する罰則。政令第119号/2020/ND-CP： 報道・出版活動における行政違反に対する罰則）

**42. 委員会は、締約国に対し、障害のある人の代表団体を通じて彼らと緊密に協議し、その積極的な関与の下に、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 例えば、W3C/WCAG 2.2または同等のアクセシビリティ基準に準拠し、すべてのテレビチャンネルでアクセシブルなコンテンツを義務付けるなど、すべての政府のウェブサイトとデジタルプラットフォームがアクセシブルであることを保証する；**

（訳注　World Wide Web Consortium/Web Content Accessibility Guidelines 2.2　ウェブコンテンツをよりアクセシブルにするための広範囲に及ぶ推奨事項を網羅している）

**(b) 特に農村部や遠隔地、先住民コミュニティにおける公共情報へのアクセスを改善し、障害のある人向けのデジタルアクセシビリティツールへの意識向上と研修プログラムを強化する戦略を実施する；**

**(c) 聴覚障害のある人が必要とするあらゆる公共サービスにおいて手話通訳者が確実に利用できるよう、手話通訳者に対する公式の研修と専門化を確立する；**

**(d) ベトナム手話言語を公用語として認める；**

**(e) 知的障害のある人のために、公文書や公共情報を読みやすい形式で提供することを義務付ける法律を導入する；**

**(f) 刑法および政令第15号/2020/ND-CP、第119号/2020/ND-CPを改正・改革し、自由に意見を表明する人に対する実刑判決を廃止する。また、迫害や追放に直面している障害のある人を支援するキリスト教団体の創設者や会員など、障害のある人の権利擁護者が表現の自由を行使することを妨げる「政治的意見の相違」や「反動的イデオロギー」の概念を撤廃する。**

プライバシーの尊重（第22条）

43. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 障害のある人の個人情報や医療情報の、特に医療・福祉サービス現場における、違法な共有；

(b) 施設内における、障害のある人、特に知的および/または精神障害のある人に対する、同意なしの監視またはモニタリング；

(c) 個人データや画像の不正使用、オンラインでの搾取や悪用など、デジタル・プライバシーのリスク;

(d) 資金調達のための、障害のある人の画像や個人記録の無断使用；

(e) 施設や公共サービスにおける、プライバシー保護に違反するおそれのあるデータ収集の慣例；

(f) 障害のある人の権利を擁護する団体に対する迫害。

**44. 委員会は締結国に対して、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 個人記録および医療記録の不正開示を防止するための対策を実施し、あらゆる場面でのプライバシー保護を確保する；**

**(b) 施設での障害のある人の監視とモニタリングが、法的保護策（legal safeguard）に準拠していることを確認する；**

**(c) オンライン上の搾取や不正なデータ共有に対する対策を含め、障害のある人のデジタルプライバシー保護を強化する；**

**(d) 資金調達や販売促進を目的とした、個人的な画像や記録の不正使用を防止する；**

**(e) データ収集の実践において、プライバシーの権利が尊重され、障害のある人が自分の個人情報の使用方法を管理できることを保証する。**

**(f) 障害のある人の権利を主張するデジタルプラットフォームへの迫害と弾圧をやめる。またこれらの組織を不当に標的にするような反テロ法の改正を控える。**

家庭と家族の尊重（第23条）

45. 委員会は下記について懸念を持って留意する：

(a) 里親家庭に対する、障害のある子どもを預かっている状況やそのニーズについての、締結国の当局による定期的な評価がない；

(b) 結婚して子どもを持つことを望む障害のある人に対する具体的な支援がない。障害のある人の性と生殖に関する権利と健康に関する体系的な研修がない；

(c) 遺伝学的検査に関して十分なカウンセリングが行われていないため、障害のある人が障害のある子どもを持つことになった場合、中絶を考えるよう強要する可能性がある。

**46. 委員会は、締結国が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のある子どもを持つ家庭および里親家庭に対して評価とフォローアップを行う仕組みを確立し、障害のある子どもが家庭や地域社会の生活にインクルージョンされることを保証するとともに、経済的支援、カウンセリング、その他の支援の必要性を把握できるようにする；**

**(b) 障害のある人が、親としての役割を効果的に果たすために必要な支援サービスを利用できるようにする。また、障害のある若者に体系的な性と生殖に関する健康と権利の教育を行う；**

**(c) 一般の人、特に障害のある人に提供される遺伝子検査には適切なカウンセリングを伴わせるようにし、親が強制されることなく自らの意思決定を行う権利を確保する。**

教育（第24条）

47. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 障害のあるすべての子ども、特に高度な支援を必要とする子どもや、障害のある先住民族の子どもに対する、分離された特別教育環境の存続；

(b) 多様な支援ニーズを持つ障害のある生徒のための、あらゆるレベルのアクセシビリティ、合理的配慮、教材に関する包括的な計画の欠如；

(c) さまざまな種類の障害、合理的配慮、いじめやその他の暴力のない、インクルーシブかつ公平な学習環境を作るための戦略についての、教師、ソーシャルワーカー、学校職員向けの限定的な研修；

(d) 普通学校（mainstream school）における障害のある教師の不足。

(e) 教育的インクルージョンを妨げている、普通学校における物理的なアクセスと情報や通信手段の欠如。

**48. 委員会は、インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5および4.aを想起し、締約国に対し、障害のある人、障害のある学習者およびその家族の団体と緊密に協議し、これらの団体の積極的な関与を得て、以下のこと行うよう勧告する。**

（訳注　ターゲット4.5: 脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセス。4.a: すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供。）

**(a) 全国的にあらゆるレベルでインクルーシブかつ質の高い教育のための政策を承認、実施、モニターし、分離された特別教育環境を廃止する。これは特に先住民コミュニティのメンバーや遠隔地および農村部に住む人に重点を置く；**

**(b) アクセシブルな教材を提供し、関連技術を活用し、教室でのサポートを含めた合理的な配慮を提供することにより、学校やその他の教育機関をアクセシブルにする戦略を導入する；**

**(c) 教師が、手話やその他のアクセシブルな情報・コミュニケーション形式を含む、あらゆるレベルのインクルーシブ教育技術について研修を受けられるようにする；**

**(d) 普通学校で障害のある教師を採用する；**

**(e) あらゆるレベルのメインストリームの教育機関における物理的なアクセスと、情報と通信へのアクセスを確保するための国家計画を導入する。**

健康（第25条）

49. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 一般のクリニックや病院での、医療設備のインフラ（救急車や医療機器一般など）、医療プログラムに関する情報、障害のある人のコミュニケーション手段（特に彼らが通常使っている言語での情報提供など）へのアクセス可能性の不足；

(b) 医療従事者および医師以外の従事者に対する、障害のある人（障害のある先住民を含む）との意思疎通についての、適切な、かつ定期的な訓練の不足；

(c) 妊娠中に、産科医療従事者に、否定的な態度、配慮に欠ける態度、支援のない態度があったという、障害のある女性からの報告；

(d) 障害のある女性と少女、特に感覚障害や知的障害のある人の、性的および生殖に関する権利を行使する能力を制限している、生殖健康のサービス、情報、教育へのアクセス困難さ；

(e) 障害のある人、特に農村部や遠隔地、先住民コミュニティに住む障害のある子どもたちが、リハビリテーションや支援技術を含む適切な医療サービスにアクセスする際に直面する重大な障壁；

(f) 2010年障害者法における、「重度または極めて重度の障害」の人のみが無料の健康保険証を受け取ることができ、診察・治療費が全額払い戻されるとする規定；

(g) 中程度の支援を必要とする障害のある人のうち、雇用主が部分的に支援する雇用に基づく強制健康保険の対象となるのはごくわずかという結果を招いている、障害のある人の雇用率の低さ；

(h) クメール・クロム族（訳注　ベトナムに住むカンボジア民族）の失明率の高さの原因となっている、農薬を使用した作物の灌漑が農民に与える深刻な被害；

(i) 知的障害および/または精神障害のある人に対する心理的介入サービスが健康保険の対象範囲外、および、自閉症に関する障害としての認識の欠如。

**50. 委員会は、持続可能な開発目標のターゲット3.7および3.8を想起し、締約国に対し、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与を得て、その代表団体を通じて以下のことを行うよう勧告する。**

（訳注　ターゲット3.7： 性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする、ターゲット3.8： ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する）

**(a) 一般の診療所や病院が、障害のある人にアクセシブルな情報とコミュニケーション形式を、彼らが通常使っている言語で提供することを保証する。また、障害のある人（先住民を含む）が雇用状況に関わらず、包括的な医療保険を確実に受けられるよう措置を講じ、アクセシブルで手頃な価格かつ文化的に適切なサービスを提供することを保証する；**

**(b) 障害のある人の、特に障害のある女性の妊娠中の健康管理、および先住民の障害のある人に対する医療についてのニーズと治療に関する訓練と教育を、医療従事者が受けられることを保証する；**

**(c) 産科医療従事者の、妊娠中の女性、特に先住民の女性を含む障害のある女性への、親切で好意的かつ支援的な態度を育むための、包括的な研修プログラムを実施する；**

**(d) 障害のある女性と少女（先住民の女性と少女を含む）に対し、感覚障害、知的障害、および/または精神障害のある人のニーズに応じた形式を通じて、性および生殖に関する健康サービス、情報、および教育への完全なアクセスを保証する；**

**(e) 農村部や遠隔地、先住民コミュニティに住む障害のある人、特に障害のある子どもたちが、物理的にアクセスしやすく、訓練を受けた人員を配置した保健サービスを利用できることを保証する；**

**(f) 2010 年障害者法を改正し、すべての障害のある人が無料の健康保険証を受け取り、診察・治療費が全額払い戻しされることを保証する；**

**(g) 法律を改正して、障害のある失業者すべてが政府補助金付きの任意の健康保険制度に加入できるようにし、一人当たりの全国平均月収の20％に当る現在の保険料率を引き下げる；**

**(h) 畑での農薬使用をなくすための努力を強化し、農薬の配布や使用を続ける者に厳しい罰則を課し、予防措置や治療措置を確立するとともに、農薬使用の影響を受け失明したクメール・クロム族の人への補償を行う；**

**(i) 知的障害および/または精神障害のある人に対する心理的介入が、健康保険でカバーされることを保証する。また、自閉症が障害として正式に認定され、国民健康保険でカバーされることを保証する。**

ハビリテーション、リハビリテーション（第26条）

51. 締約国は全国に多くのリハビリテーションセンターがあると報告しているが、委員会は以下のことを懸念している。

(a) 障害のある人のリハビリテーションセンター利用率は非常に限られており、2016年にリハビリテーションセンターを訪れたのは障害のある人総数のわずか1.2%であった；

(b) 盲ろうの人は、コミュニケーションをとるために必要な支援を受けておらず、そのため教育や雇用にインクルージョンされず、自立し、就労した活動的な生活を送ることができていない；

(c) リハビリテーション専門家の研修は、主として理学療法に焦点があてられている；

(d) リハビリテーション用矯正器具・補装具、補聴器、移動補助具は、健康保険プランにおいて保険適用対象外品目に挙げられている；

(e) 過去50年間、何万人もの障害のある退役軍人は、政府からではなく、海外のベトナム慈善団体からのみ経済的支援を受けてきた。

**52. 条約第26条と持続可能な開発目標のターゲット3.7との関連性を想起し、委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。**

（訳注　ターゲット3.7： 性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする）

**(a) 障害のある人とその代表団体が、地域でアクセシブルなリハビリテーションサービスに関する、明確で包括的な情報を入手できることを保証し、これらのサービスへの登録と利用を促進する；**

**(b) 障害者法を見直し、特に盲ろうの人を対象に、適切な経済的支援とコミュニケーション手段の提供、および教育、雇用、社会参加を確保するための措置を講じる；**

**(c)****養成課程途上の学生（intermediate-level students）に、作業療法、レクリエーション療法、言語療法の分野でのキャリア機会に関する総合的な情報を広め、理学療法と並んでこれらの分野も検討するよう奨励する；**

**(d) 健康保険プランの保険適用対象品目リストに、矯正器具、補装具、補聴器、移動補助器具を含めるよう、法律を改正する。**

**(e) 障害のある退役軍人に対する全数調査を実施し、彼らが政府からリハビリテーションサービスと経済的支援を受けられることを保証する。**

労働及び雇用（第27条）

53. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 締約国は、障害のある人に対し、マッサージ療法、コンピュータメンテナンス、手工芸品製造などの仕事の訓練を継続しており、主にその機能障害の種類に「適した」とする専門的な科目を提供している；

(b) 一部のコミュニティで職業訓練（訳者追記）プログラムに関する情報が不十分であることや、専門家が不足していることから、適切な職業訓練を受けている障害のある人の数は依然として少ない；

(c) 障害のある求職者の不採用率は非常に高く、53%に達する。

**54. 委員会は、一般的意見第8号（2022年）**（訳注　「障害のある人の労働及び雇用の権利に関する」）**を想起し、持続可能な開発目標のターゲット8.5に沿って、締約国に対し、障害のある人と緊密に協議し、彼らの積極的な関与のもとに、その代表団体を通じて以下のことを実施するよう勧告する：**

（訳注　ターゲット8.5: 働きがいのある人間らしい仕事、同一価値の同一賃金を達成する）

**(a) 障害のある人が、自身の希望と能力に基づいて職業指導を受け、正規雇用の競争に参加できるようにすることを保証する；**

**(b) 障害のある人に、都市部と農村部双方で、訓練を受けた専門職員による適切な職業訓練を提供し、先住民コミュニティや少数民族に属する障害のある人の参加を確実にする；**

**(c) 省庁や民間企業が障害のある人の雇用を拒否することを防ぐための厳格な監視メカニズムを確立する。**

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

55. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 障害のある人は、策定された具体的な指標（specific indicators developed）に基づく持続可能な貧困削減国家プログラム（National Programme for Sustainable Poverty Reduction）および新農村開発国家計画（National Plan for New Rural Development）の恩恵を受けておらず、進捗状況も報告されていない。

(b) 何人の障害のある人が、法律で規定された公営住宅の賃貸料や購入価格の、免除または減額に関する情報や給付を受けているか、また何人が社会住宅政策を利用しているかについて、周知が不十分である；

(c) 障害のある人は依然として条約発効前の福祉モデルに基づいて分類されていて、その結果、毎月の社会給付や無料の健康保険証の恩恵を受けるのは障害のある人のごく一部に過ぎない。

(d) 障害のある人は、経済社会開発5カ年計画（Five-Year Plan for Economic and Social Development）および労働社会計画2021～2025（Work and Society Plan 2021–2025）に含まれていない。

**56. 条約第28条と、障害の有無にかかわらずすべての人のエンパワーメントと経済的包摂の促進を目指す持続可能な開発目標のターゲット10.2との関連性を想起し、委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する：**

（訳注　ターゲット10.2： 全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進）

**(a) 障害のある人が、持続可能な貧困削減国家プログラムおよび新農村開発国家計画の対象となるよう、この目的のために開発された指標を活用し、そのような詳細なデータが意思決定者、一般市民、および障害のある人の団体に提供されることを保証する；**

**(b) 障害のある人が、公営住宅の賃貸料または購入価格の免除または減額の可能性および公営住宅政策に関する正確な情報を、アクセス可能な方法と手段で確実に受けられるようにし、これらのプログラムから恩恵を受けた障害のある人の数を示す詳細なデータを収集する；**

**(c) 条約の人権アプローチへのパラダイムシフトを考慮し、支援ニーズのレベルに関わらず、障害のある人すべてが毎月の社会給付と無料の健康保険証の恩恵を受けられるようなプログラムを実施する；**

**(d) 障害のある人が経済社会開発5カ年計画、および労働社会計画2021～2025に含まれることを保証する。**

政治的及び公的活動への参加（第29条）

57. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 障害のある人で、障害のために投票することができない人は、他の人に代理で投票するよう依頼しなければならない；

(b) 投票手続き、投票所、および選挙に関する情報は、アクセスが困難であることが多く、障害のある人の政治参加と選挙権の行使を制限している；

(c) 公職に就き、公的機能を果たしている障害のある人に関するデータは入手できない。

**58. 委員会は締結国が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のあるすべての人が、支援の必要性のレベルに関わらず、投票権を行使し、立候補する権利を行使するために必要な支援を受けることを保証する；**

**(b) 投票所、投票用資料、政治プロセスをすべての障害のある人にとって完全にアクセシブルにするなど、選挙の完全なアクセスを確保するための具体的な措置を講じ、障害のある人の政党参加を容易にし、彼らが選挙で選ばれる役職に立候補する機会を保証する；**

**(c) 公職に就き、公的機能を果たす障害のある人に関するデータを収集する。**

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

59. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 映画館、劇場、図書館、ビーチ、ホテル、レクリエーション施設や文化施設への、物理的なアクセスに関する情報とコミュニケーションの不足、および物理的なアクセス自体の欠如。

(b) 障害のある人がレクリエーションや文化的な場所に参加したり、観光ガイドやオペレーターなどの職業に就いたりすることが少ない。

**60. 委員会は、締約国が、障害のある人と緊密な協議を行い、彼らの代表団体を通じて、その積極的な参画を得ながら、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 物理的なアクセシビリティに関する情報とコミュニケーションを確保するための包括的なプログラムを確立し、映画館、劇場、図書館、ビーチ、ホテル、レクリエーション施設や文化施設などで物理的なアクセシビリティ自体を確保する；**

**(b) 障害のある人で、演技、歌、観光ガイド、文化管理など、さらにその他さまざまな活動に従事したいと考えている人に、トレーニング機会を提供する。**

C. 特定の義務（第31～33条）

統計及び資料の収集（第31条）

61. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 障害のある人の人権に関する細分化されたデータ収集システムと、締約国全体で統一された指標が欠如している。また、障害のある人による権利の行使を阻むバリアも特定されていない。

(b) 2016年に作成された最初の「障害のある人に関する全国調査（National Study on Persons with Disabilities）」の結果が広く周知されておらず、更新もされていない。また、その調査結果に基づいて法律、政策、プログラムが適応または改革されていない。

**62. 委員会は締結国が以下のことを行うよう勧告する。**

**(a) ワシントングループの、機能に関する短い質問セットと、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC: Development Assistance Committee）の障害のある人のインクルージョンと自立支援に関する政策指針を活用し、インクルージョンを促進し、障害に関するデータ収集システムを改善する。データは、年齢、性別、ジェンダー、民族、都市部または農村部、および移民、難民、または庇護申請者のステータス別に分類されるものとする6。**

（訳注　ワシントングループは、各国の政府統計局や障害関係の国際組織の職員によって構成される国連の組織。「短い質問セット」は、視覚、聴覚、歩行、認知、セルフケア、コミュニケーションの６つの機能について、制限があるかを捉える設問として、複数国にて使用されている。2006年に策定。）

**(b) 調査の結果を、意思決定者、一般市民、および障害のある人の団体に対し、アクセス可能な方法と手段で広く周知する。**

**―――――――――――**

６ [CRPD/AZE/CO/2-3](https://docs.un.org/en/CRPD/AZE/CO/2-3)（訳注　アゼルバイジャンの第2，3回報告への総括所見）、[CRPD/C/MRT/CO/1](https://docs.un.org/en/CRPD/C/MRT/CO/1)（訳注　モーリタニアの初回報告への総括所見） および [CRPD/PRY/CO/2-3](https://docs.un.org/en/CRPD/PRY/CO/2-3)（訳注　パラグアイの第2，3回報告への総括所見）参照。

**―――――――――――**

国際協力（第32条）

63. 委員会は、障害支援プログラムのための国際協力資金がどのように配分されるかを決定する過程に、障害のある人がどのように関与しているかが不明確であることに懸念を抱いている。

**64. 委員会は締結国が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 国際協力協定やプログラム、特にあらゆるレベルでの持続可能な開発目標の実施とモニタリングに、障害のある人の代表団体を通じて、彼らとの緊密な協議とその積極的な参加を確保するための具体的な措置を導入する；**

**(b) アジア太平洋障害者の十年に関するジャカルタ宣言（2023年～2032年）、およびアジア太平洋地域の障害者の「権利の実現」に関する仁川戦略（**訳注　2012年、韓国仁川でのESCAP会合で採択）**の実施に向けた協力強化措置を講じる；**

（訳注　ジャカルタ宣言は、2022年、インドネシア・ジャカルタで行われた国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）会合で採択）

**(c) 経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の「障害インクルージョンとエンパワーメントに関する政策マーカー」を、すべての国際協力措置に障害アプローチが確実に盛り込まれるためのツールとして導入する。**

国内における実施及び監視（第33条）

65. 委員会は下記のことを懸念している：

(a) 障害のある人およびその代表団体による、国家障害委員会（National Committee on Disability）－条約の調整、実施、監視の責任を負う国内機関－への参加や関与に対する支援について、十分な明確性が欠けている；

(b) 締約国は、条約第33条第2項で定められている、条約の実施状況を監視するための独立した機関を指定していない。

**66. 委員会は、独立した監視枠組み、およびそれらの枠組みの、委員会の活動への参画についてのガイドラインを想起し、締約国に対し、以下の措置を講じるよう勧告する：**

（＊訳注　このガイドラインは、「障害者権利委員会の手続規則CRPD/C/1/Rev.1」の付録にある、「独立した監視枠組みとそれらの障害者権利委員会の活動への参画に関するガイドライン」。）

**(a) 障害のある人とその代表団体が、国家障害委員会の条約の監視活動に招聘され、参加に際して必要な支援を受けることを保証する；**

**(b) パリ原則（人権の促進と保護に関する国家機関の地位に関する原則）に従い、障害のある人の代表団体を通じて彼らの参加を確保する独立した監視メカニズムを構築する。**

IV. フォローアップ

情報の周知

67. **委員会は、本総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。委員会は締約国に対し、緊急に講じるべき措置に関して、本総括所見パラグラフ6（障害のある人、特に障害のある子どもの、その代表団体を通じた条約の実施と監視への参加）、パラグラフ24（法の下での平等な承認）、およびパラグラフ42（表現の自由と意見の自由、ならびに情報へのアクセス）に盛り込まれた勧告への注意を喚起する。**

68. **委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施することを要求する。委員会は、締約国に対し、総括所見を政府および議会のメンバー、関連省庁の職員、地方自治体、教育、医療、法律などの関連専門職の団体メンバー、ならびにメディアに対し、現代的な社会コミュニケーション戦略を活用して、検討と措置のために伝達するよう勧告する。**

69. **委員会は、締約国に対し、特に障害のある人の団体を含め、市民社会団体を定期報告書の作成に積極的に参画させるよう強く促す。**

70. **委員会は、締約国に対し、本総括所見を、非政府組織、障害者団体、障害のある人本人及びその家族を含む幅広い層に、手話を含む国語及び少数言語で、また、分かりやすい版などのアクセシブルな形式で配布し、政府の人権に関するウェブサイトで閲覧可能にするよう要求する。**

次回定期報告

71. **第2回、第3回、および第4回の統合定期報告書は、原則として2033年3月5日までに、簡素化された報告手続きに従って提出されなければならない。委員会は、締約国による報告の将来の明確で定められたスケジュールに沿い、締約国による報告前の問題点と質問のリストの採択後に、締約国の統合定期報告書の正確な提出期限を定め、通知する。統合定期報告書は、提出時点までの全期間をカバーしていなければならない。**

(翻訳・岡本明、佐野竜平)

1. \*委員会第32会期（2025年3月3日～21日）で採択。 [↑](#footnote-ref-1)
2. [CRPD/C/SR.764](https://docs.un.org/en/CRPD/C/SR.764) と[CRPD/C/SR.765](https://docs.un.org/en/CRPD/C/SR.765)を参照 [↑](#footnote-ref-2)
3. [CRPD/C/VNM//1](https://docs.un.org/en/CRPD/C/VNM/Q/1). [↑](#footnote-ref-3)
4. [CRPD/C/VNM/Q/1](https://docs.un.org/en/CRPD/C/VNM/Q/1). [↑](#footnote-ref-4)
5. CRPD [/C/5](https://docs.un.org/en/CRPD/C/5). [↑](#footnote-ref-5)
6. [A/HRC/52/32](https://docs.un.org/en/A/HRC/52/32). [↑](#footnote-ref-6)